

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

納税義務者用 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の表部分。給与収入、所得、控除、徴収額に関する項目を含む。

市町村民税 道府県民税 特別徴収税額に関する表部分。税額控除額、所得割額、均等割額、特別徴収税額、控除不足額、既充当額、既納付額、変更前税額、増減額、変更月に関する項目を含む。

受給者番号、氏名、指定番号、住所、宛名番号に関する表部分。納付額(6月分~5月分)に関する表部分。平成 年 月 日 市町村民長 氏 名 関合せ先

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する最終を科された後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても最終がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他最終を科しないことにつき正当な理由があるときは、最終を科しないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

納税義務者用 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の表部分。給与収入、所得、控除、徴収額に関する項目を含む。

市町村民税 道府県民税 特別徴収税額に関する表部分。税額控除額、所得割額、均等割額、特別徴収税額、控除不足額、既充当額、既納付額、変更前税額、増減額、変更月に関する項目を含む。

受給者番号、氏名、指定番号、住所、宛名番号に関する表部分。納付額(6月分~5月分)に関する表部分。平成 年 月 日 市町村民長 氏 名 関合せ先

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する最終を科された後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても最終がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他最終を科しないことにつき正当な理由があるときは、最終を科しないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

納税義務者用 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の表部分。給与収入、所得、控除、徴収額に関する項目を含む。

市町村民税 道府県民税 特別徴収税額に関する表部分。税額控除額、所得割額、均等割額、特別徴収税額、控除不足額、既充当額、既納付額、変更前税額、増減額、変更月に関する項目を含む。

受給者番号、氏名、指定番号、住所、宛名番号に関する表部分。納付額(6月分~5月分)に関する表部分。平成 年 月 日 市町村民長 氏 名 関合せ先

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)を被告として(市(町・村)長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する最終を科された後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても最終がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他最終を科しないことにつき正当な理由があるときは、最終を科しないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別徴収義務者名